

対象児童

基準	保護者の状況
居宅外就労	1日につきおおむね4時間以上、かつ月12日以上居宅外において労働を常態としていること
居宅内就労	1日につきおおむね4時間以上、かつ月12日以上居宅内において家事以外の労働をすることを常態としていること
産前産後	出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は、14週間前)の日から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
疾病等	医師が作成した診断書により、保護者の疾病もしくは負傷が確認出来る常態にあること、また身体障害者手帳等の交付を受けていること
親族介護	1日につきおおむね4時間以上同居の親族その他のものを介護することを常態としていること
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること
就学	1日につきおおむね4時間以上、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施設において職業訓練を受け、また学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校もしくは各種学校において就学することを常態としていること
その他	設置者からの申出があり、市長が必要と認める者